

# 平成 28 年度第 4 回総合教育会議 議事録

## 1 開催日時

平成 29 年 2 月 15 日（水） 16：00～17：30

## 2 出席者

構成員	市長	園田 裕史
	教育長	溝江 宏俊
	教育委員	永田 政信
	教育委員	渡邊 敬
	教育委員	佐古 順子
	教育委員	村川 一恵
	教育委員	嶋崎 真英
説明者	政策監	遠藤 雅己
	教育次長	上野 真澄
	教育総務課長	西村 隆
	学校教育課長	丹野 平三
	学校教育課参事	本多 修司
	社会教育課長	柳原 寅雄
	教育総務課係長	内野 一嗣
	こども未来部長	川下 隆治
	こども政策課長	田下 陽一
	こども家庭課長	山下 浩典
	福祉保健部長	楠本 勝典
	障がい福祉課長	上新 康雄
事務局	市長公室長	大槻 隆
	企画調整課長	増田 正治
	企画調整課課長補佐	山中 さと子
	企画調整課職員	小林 努

## 3 協議事項

- (1) 大村市教育大綱「1 人間性を重視した学校教育の推進」について
- (2) 大村市教育大綱「2 生きる力の基礎となる家庭教育の充実支援」について
- (3) その他

#### 4 経過

##### 市長公室長 大槻 隆

定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 4 回総合教育会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます大村市市長公室長の大槻でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、お手元の資料のご確認をお願いいたします。本日は資料が多くなっております。右肩に資料番号を振っておりますが、資料の 1 から資料の 14 まで、それと子育てガイドブック、ピンク色の小さな冊子でございますが、15 種類を今日は配布をさせていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。開会に当たりまして、園田裕史大村市長がご挨拶を申し上げます。

##### 大村市長 園田 裕史

皆さん、こんにちは。本日は第 4 回総合教育会議に大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、嶋崎委員におかれましては委員就任後の初めての総合教育会議ということで、今後しっかりとご議論させていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。また、本日の総合教育会議におきまして、傍聴者に沢山お越しいただきまして、皆様本当にありがとうございます。特に前教育委員であります野口先生ありがとうございます。

今日は前回の会議のその後の進捗と、また今回のテーマについて皆様から様々なご意見を聞かせていただきまして、平成 29 年度の予算は先ほど教育委員会で説明があったと聞いていますが、議会には 2 月 20 日に告示をし記者発表をしてご説明をしたいと思っております。まだまだな所も沢山ございますが、この 1 年間教育委員の皆様から頂いたご意見を元にすぐ出来るものはすぐやるという思いで平成 29 年度の予算を編成させていただき

ました。まだまだ課題も沢山ありますし、今後平成 30 年、31 年と次の予算にも様々なご意見を盛り込んでまいりたいと思いますので、ぜひとも皆様から忌憚のない積極的なご意見を頂きたいと思っております。

また、後ほど子ども未来部から説明があると思いますが、お手元のピンクの子育てガイドブックというのは 28 年度に作らせていただきました。これはコストは一切掛かっておりません。無料で作成をいたしております。ちなみに作成したこの会社がスポンサーを取って作っているという形で、福岡の会社ですが、我々のこのガイドブックを作った後にこの株式会社ホープさんが上場を果たしまして、社会的にも信頼に値する積極的な若い社長さんが運営をされている会社で、今後も引き続き積極的に民間活用も導入して、子育て環境の充実に努めてまいりたいと思っております。

本日も 1 時間半という限られた時間でございますが、皆様からご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

##### 市長公室長 大槻 隆

ありがとうございます。それでは、次第「3 協議」に移ります。ここからの進行は、大村市総合教育会議運営要領に従い市長が行います。園田市長をお願いいたします。

##### 大村市長 園田 裕史

はい。まず、協議事項 (1) 大村市教育大綱「1 人間性を重視した学校教育の推進」の「心の教育の充実」について、でございます。4 つ項目がございますが、それぞれについて、担当課から説明したのち、意見交換を行いたいと思いますので、まず「障害者差別解消法の合理的配慮について」ご説明をお願いいたします。

##### 学校教育課長 丹野 平三

学校教育課でございます。資料 4 をご覧下さい。3 ページに亘って資料を掲載しております。障害者差別解消法の主旨や概要につきましては、前回のこの会議の時に簡単に触れさせていただいたと

ころでございます。本法律の施行に伴い、学校設置者である教育委員会には、基礎的環境の整備、各学校においては多様な子どもの教育に対する合理的配慮が法的に求められることとなりました。

資料4にありますように、文部科学省からも知覚障害や肢体不自由等の障害の程度に応じた具体的な合理的配慮の例が示されておりまして、各学校においては実情に即してどのように保護者との合意形成を図り、合理的配慮を行っていけば良いのか現在具体的な取組が進められているところでございます。ここでは今年度市教委が行った基礎的環境整備の一例について紹介し説明に代えさせていただきます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学に関しては、随時就学相談を現在も実施しているところですが、来年度の4月に小学校に入学する児童の中に耳の聞こえに困り感を持つ子どもさんが入学することとなっております。これまで大村市にはこのようなお子さんが通う教室、いわゆる耳の聞こえの特別支援教室というのはございませんでした。そこで、今後このような子どもへの適切な対応と教育の場を保障する必要性から、新たに大村市内の小学校に耳の聞こえの特別支援教室を設置する基礎的環境整備を行うこととしたところでございます。

このように今後も学校や保護者との情報共有を密に図りながら、障害のある子とない子が共に学び合うインクルーシブ教育の理念に立って、合理的配慮と基礎的環境整備をこの法の趣旨に基づいて実践していきたいと考えているところでございます。

以上で学校教育課の説明を終わらせていただきます。

#### **こども未来部長 川下 隆治**

引き続きましてこども未来部の方からご説明させていただきます。資料5、6と先ほど市長の方からご案内させていただきましたピンクの小冊子「子育てガイドブック」を眺めながらご説明をさ

せていただければと思います。

資料5をご覧ください。以前にもご説明をさせていただきました、現在の大村市の未就学のお子さん達への総合的な対応について表した概要図でございます。ガイドブックにつきましては、お聞きいただきまして、2ページ、3ページ目になります。

心の教育の充実、特に学校教育以前のこういった子ども達への配慮、未就学の子どもの達への配慮ということで、まずこども未来部の方では、赤ちゃんが生まれてからの関わりについて様々な取組を進めております。

資料5でいきますと、まず赤ちゃんが生まれた後に赤ちゃん訪問ということで、赤ちゃんの生まれたご家庭に訪問をいたしまして、どのような状況なのかということを確認をいたしております。そしてその後に様々な乳幼児の健康相談であったり、離乳食教室であったり、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診ということで様々な形での保険指導も含めて実施をいたしております。実際その中でちょっと気になるお子さんが出た場合に、矢印で示しているように、その状態によって様々な支援メニューをご用意いたしております。ことばの遅れであったり、行動が気になる、といったそれぞれのお子さんの状態によって様々な取組を行っております。

例えば、ことばの遅れでいきますと、ことばの相談室を定期的に設けて支援を行ったり、様々な巡回指導等を行っております。こういった取組の他に、実際にはこういった1歳6ヶ月、3歳児検診を受診されないご家庭がございますので、そういった部分も必ずフォローの方を行って、必ずこういう支援に繋げるという取組を実施いたしております。それ以外にも保育園や幼稚園に通われている場合、この資料5の右下になりますけれども、4歳児発達支援相談ということで、実際に園の先生方に日頃の動向を見ていただいで、こういった支援が必要かどうかを日々確認をしているという状況でございます。

下の方には様々な保育サービスの障害児保育であつたり、障害児一時預かりであつたり、そういったものも展開をしております。

資料の6をご覧ください。大まかにこういった支援が必要なお子さん達に様々な分野の保育現場部分と、4歳児発達の部分ですけれども、どんな感じの利用状況かということをおまかにまとめております。

まず左上の障害児保育推進事業ということで、特に保育現場の方で何らかの形で支援が必要、障害をお持ちで手厚い保育が必要といった場合のお子さんです。これが伸びているという状況でございます。

右の障害児一時預かりというのは、実際に保育園の利用ではないですけど、在宅のご家庭の方が保育園の方に一時的に色々な理由で預けられるという事業がございますが、その利用状況でございます。年度によってデコボコがございますが、なんとなく増えてきているという状況でございます。

左下の4歳児発達支援相談事業です。これは実際園の方で発達障害だったり何らかの形で配慮が必要というお子さん達を早めに発見して、出来るだけ保育での発達の促しであつたり、色々な発達療育に繋げていくという事業になりますけれども、これもやはり相対的に見ると増えてきているという状況でございます。

そして右下の地域子育て支援事業ということで、在宅のご家庭の方が集う場所ということで、地域子育て支援センターというものを市内8箇所で作っております。これがどの程度利用が伸びているのかということ、26年度にこども未来館が開館したということで、一気にドーンと増えてございますけれども、保育園での見守りと在宅の場合にこういった地域子育て支援センターにおいて、ちょっと気になる子も、育てながらそういった支援に繋げていくような拠点も徐々に整備を進めているというところでございます。

以上、こども未来部からはこんな感じでござい

ます。ガイドブックにつきましては、後ほどご覧いただきましてご参考にしていただければと思います。

#### 大村市長 園田 裕史

今、障がい福祉課の部分のご説明も一緒にいただいたということでございます。今日は協議事項が大変多いので、協議の時間が削られると申し訳ないので、一旦ここまでの所で皆様からご質問、ご意見を頂きたいと思っております。皆さん何かございませんでしょうか。

基本的には、ちょっと気になるお子さんの早期発見と早期治療に何とか繋げたいというのがまず議論する1つのポイントです。幼保、未就学児に関するやり方を今ご説明いただいたのと、小中学校における合理的配慮と障害者差別対象法の中でどういう対応をされていて、どこの部分が今不足しているのかということをおまかに今教育委員会からもご説明をさせていただきました。

実際には、私が就任してすぐ小中学校を回って現場の校長先生からのご意見を聞く中で、特に通級施設があり一番拠点となっている大村小学校においても、当然、特別に支援を要するお子様も多いですエレベーターはありませんので、ずっと1階で授業を受けるということにはならないので、成長していくとだんだん階数が上がって行って、その時に四肢の障害があらわれる方等々の場合には抱っこしたりおんぶしたりして3階まで連れて行ったりしています。それが繰り返されると当然先生方も腰を痛めたりというような具体的な事もあつたり、合理的配慮と言われる考え方の中で、ハード整備だけではなくソフトとしてどういうことが必要なのか、全国的に法整備がされた後、どういう風に考えて行って大村市として先進的に取り組めることはないのかということをおまかに皆様からご意見頂きたいというところでございます。

続けて説明を聞いた方がもしかするとイメージが沸くかもしれませんので、一気に放課後等デイサービスの所まで説明をしてもらいましょうか。

では、よろしく申し上げます。

### 学校教育課長 丹野 平三

資料7をご覧ください。各学校においては配慮を要するお子さん方への対応ということで、資料7に示しておりますような、個別の教育支援計画を配慮の必要な児童生徒一人一人について保護者の了解の元に作成をいたしております。それを学年を進める毎に中学校までこのシートを持ち上がっていくということにしております。担任は元より全教職員で情報共有し見守る体制作りを進めているところでございます。

この資料を元にしながら特に困り感のある子どもさんの喫緊の対応については、毎週あるいは月数回開かれる児童理解の会や生徒指導部会においてそれぞれの学校において、ケース会議的な話し合いを開催して、具体的な対応の在り方について協議が行われているところでございます。特に年度末を迎えるこの時期、それぞれの学校においては教育的な配慮を必要とする児童生徒の情報についての校内での引き継ぎ、また中学校に進学する子どもさんについては中学校への引き継ぎ、それぞれの中学校から高等学校へ進学する子どもさんについては高等学校への情報の伝達等、校種間の繋がりを意識した取組を行っているところでございます。以上です。

### 障がい福祉課長 上新 康雄

資料8について障がい福祉課の方からご説明いたします。

資料8障がい児に対する福祉サービスの概要をご覧ください。資料の上部に右方向へ矢印を記載しております。これは右に行くに従って、年齢が進んで行くことを示しております。左側には児童福祉法と示された四角の囲みがございしますが、障害児通所支援と呼ばれる支援サービスには、①～④児童発達支援から保育所等訪問支援まで4種類ございます。その内の②を除いて大村市の方でサービスを行っているというものでございます。

このうちの③の放課後等デイサービスは、小学

校、中学校、特別支援学校等に通う18歳までの児童の生徒が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流等の支援を行う場として、現在市内に17事業所ございます。これに対して就学までの支援を行うのが①児童発達支援ということでございます。

次に資料9をご覧ください。これは事業所数推移を示したのですが、平成23年までは3事業所のみで行っていましたが、児童福祉法の改正によりまして、新たな制度となりまして、平成24年以降急激に増えてまいりました。これは障害児支援制度の周知が進んだこと、報酬単価が引き上げられたことによりまして、事業所が参入しやすくなったということ等が理由として挙げられているものです。

2 ページの学年別・年齢別決定者数をご覧ください。上の方に年齢が22歳というのがございます。これは制度が改正された平成24年度の次に高校を卒業した学年でございまして、その時の決定者は5人だったわけですが、その後ずっと下に行くに進んで、年が経ってということでございますが、決定者数が増加をしております。2000年以降はずっと決定者数が伸びていっているということでございます。

資料10につきましては、市内の障害福祉サービス事業所の一覧表になります。これは参考までに付けているものでございますので、説明については割愛させていただきます。

このように、放課後等デイサービスの利用者数・事業者数は大幅に増加しておりますが、利潤を追求して支援の質が低い事業所とか、支援が適切でないという事業所が増えているのご指摘も上がってきております。このため、不正防止、サービスの質の確保を図るために、国では放課後等デイサービスの取扱について審議を行いまして、人員基準の見直し案が示されたところでございます。見直し時期はまだ決まっていますが、早い時期に新しい人員基準が採用されるものと考えて

おります。

障がい福祉課の方からは以上でございます。

### 大村市長 園田 裕史

はい、ありがとうございました。今の所までで一つご議論いただきたいと思います。

まとめますと、3つのポイントがあると思います。1つは、当然ながら特別に支援を要するお子さんが当然大村市にもいる。そのお子さんが小学校に入る前、幼保もしくは在宅の時にどうやって早期発見に繋げていくかという所。その中で小中学校に上がった時に、身体、知的、精神という障害があって、身体だけでなく精神、知的のお子さん達の合理的配慮の環境というのはどういう風にしていくべきなのか、こういう取組をしていくべきではないかという意見をいただきたいのが1つ。

2つ目は、大村市の教育委員会の素晴らしい取組なんですけど、資料7の未就学児のお子様で幼稚園や保育園でちょっと注意が必要だなというようなお子様のシートを作って、これを中学校までカルテという形で統一して使っていこうじゃないかという情報共有のシートです。これは大変素晴らしい取組なのですが、これを、しっかり幼稚園、保育園、小学校、中学校で認識を共有した上で使っていこうというところです。

もう1つは、小中学校に上がった後に、当然ながら障害の程度によってはこの後に説明があった放課後等児童デイサービスに通う為には障害の認定が必要ですが、今障害の認定を受ける為には、諫早の療育センターで手帳を発行していただかないといけない。ただその診断を受けるまでに大村市の子ども達は半年位待っている状況があります。半年待つとなると、その後の手続等も遅れます。半年を手前にするためには、そういった専門の先生が必要なので、大村市内でそういったことが出来ないか、医師会をはじめとしたところで協力を頂けないかなと思っているところがあります。そういった形でサービスを受けれるようになった子

ども達が放課後等デイサービスに通う訳ですが、近年、この放課後等デイサービスの設置数が大変増えていっています。この増えていっている状況がある中で、子ども達に対して学校として連携を図りながらやっていく上ですが、大村市としてこの特別に支援を要するお子様達にどういう対応をしていくべきか、教育の観点から皆様にご意見頂きたいと思っております。

### 教育委員 村川 一恵

資料7の個別の教育支援計画(小・中学校)は、小学校から中学校までの間に引き継がれると思えますけれども、保護者さんも一緒に見ながら成長の過程を見られるものだと思うんですけども、例えばこれは放課後等デイサービスとかに開示とかは難しいのだとは思いますが、ある程度学校と保護者が共有している情報の開示があると、デイサービスの方でも結構役に立つのではないかなと思うんですけども、そういう情報の連携というのはどうなっていますか。

### 学校教育課長 丹野 平三

先ほど、ご紹介した際に申し上げましたようにこのシートの作成については保護者の了解の元で作成をしています。当然の事ながら外部機関への情報提供となってきた時に、そのまま写しをお渡しすることに保護者の了承を得られれば流せるものだと思います。具体的にそれを活用した外部との連携をどのようにしているのかというのは、手元に情報がありません。ただ、例えばデイサービスの方が学校の現場との連携を図る上で、何がしかの口頭でのやりとりというのはあっているのかなと推察をいたしますけれども、これを具体的に活用したというのは、まだ私達も把握をしていないところがございます。

なお、就学前の幼稚園・保育園に通っているお子さんの内、公立の幼稚園については、一部これに似たような形で各園で作られているというのは把握していますし、現在ものびのびファイルを活用しながら就学時健診を行っておりますけども、

そういった資料も引き継ぎながら活用しているところでございます。

**大村市長 園田 裕史**

他に追加で説明が必要な部分等、皆さんご質問はございませんでしょうか。

**教育委員 渡邊 敬**

私は耳鼻咽喉科医ですけども、ことばの相談室、これが福祉センターであっています。今も月2回あっていると思いますが、具体的にはどういうふうな感じでされているのか、言語聴覚士さんが来られて未就学児に対する支援などをやられているのか、大村は県立ろう学校がありますので、そこでかなりやられているから県の中でも進んでいると思いますし、長崎県全体も全国的にもことばの遅れのある子に対する対応は進んでいるとは思っています。ことばの相談室というのはどのような機能を持たれているか分かりますか。

**こども家庭課長 山下 浩典**

こども家庭課です。未就学の方に関しては、こどもセンターの方で月2回または3回のペースで回数的には年間30回ほどしております。参加者は今年度見込みで163名ほどの参加をされている状況です。就学前に関しては以上でございます。

**障がい福祉課長 上新 康雄**

ことばの相談について、今総合福祉センターで毎月1回決まった土曜日に「耳とことばの相談」を開催しております。これは昭和40年代からずっとやっている事業でございます。

中身につきましては、耳の不自由な方に対する聴覚検査、発声練習や発声のやり方の指導を、市民の方それから市外から来る方についても相談に応じて検査をしております。この検査につきましては、きちんとした診断となりますので、これを元に補聴器を付ける判断を行い、そういうことでご利用いただいていると思っております。

**教育委員 渡邊 敬**

ろう学校からも来られてやられていますよね。

**障がい福祉課長 上新 康雄**

ろう学校は子どもさんもですけども、大人の方は中途失聴という形で来ていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。

**教育委員 渡邊 敬**

ありがとうございました。

**教育委員 永田 政信**

先ほど丹野課長さんから耳に障害がある子どものことの具体的なお話がありました。今、インクルーシブ教育が行き渡っているんですよ。通常の学校に入学をさせて、そこで一緒に教育を受けさせたいというような保護者の方が増えてきているのではないかなと思います。それまでは、そういった子どもに対しては特別支援学校に行かれるケースが多かったのではないかなと思いますけども、やはりこういう風な教育が普及してきますと、通常の学校に通わせたいという傾向が段々増えてくるのかな、来ているのかなと思っています。今、そういう状況にあるんでしょうか。その辺りを聞かせていただければと思います。

**学校教育課長 丹野 平三**

委員さんがおっしゃったとおり、実は先ほど耳の聞こえの教室の新設をする背景の中に、そのお子さんは実はろう学校の幼稚部の方にも通っていらっしゃるって、小学部への進学ではなくて公立の学校で地域の子ども達と一緒に過ごさせたいという保護者の願いもあり、今回このような措置を検討した次第でございます。

この流れは今後インクルーシブ教育が進むに当たって多くなるのかなと思います。これ以外にも重度の肢体不自由のお子様に来年度同じように小学校に入って来られるとの情報もあります。そういったことから、どこまでの合意形成を図って、先ほど言ったようなハード面の整備をするとか、人的配慮をしていくとかの支援がニーズに合わせて必要になってくるのかなと思います。まずはしっかりと学校生活を送れるような環境を物心両面から図っていかなければならないと教育委員会の責務として考えております。

## 教育委員 永田 政信

そういった教育を施していくとなったならば、ある程度の専門性というものが必要になってくるのかなと思います。しかし、通常の先生達の中にはそういった専門の知識を持った方は少ないのかなと思ったりもします。そういったところで、そういったお子さんに対してどういった指導を施していくかというふうな、そういったノウハウを頂くようなそういったものも、今後段々増えていくのではないかなと思ったりもします。基礎的な環境整備の中で、施設設備、ハード面だけでなく、色んなソフト的な物もこれから先多くなっていくのかなと思います。

そういったことを考えた時に、やはり大村の中に特別支援学校が何校かありますよね。ろう学校もあれば虹の原もある。大村もありますよね。そういった先生達の専門性と言うのでしょうか、そういったものを頂きながら指導を当たっていくという環境整備も段々増えていくのかなと思います。市内の小中学校と特別支援学校との連携も益々重要になってくるのかなと思います。

## 大村市長 園田 裕史

ありがとうございます。他に皆様から今まで説明あった中で不明点等々、追加の説明が必要なものなどございませんでしょうか。

## 教育委員 村川 一恵

インクルーシブ教育がどれほど学校教育現場外の地域の人とかに伝わっているのかなという所を思うんですけども、例えば孫が通う学校に障害を持つお子さんが入ってきた時に、なんでよそにちゃんとした学校があるのにどうしてわざわざ入ってくるんだとか、今どうしてインクルーシブ教育が重要かというところの説明をしないと理解が出来ない人が地域や学校外にはいると思います。そういうところの説明をしていくというのは、学校の先生達や保護者だけでは大変だろうし、うまく伝わらないところもあると思うので、そういったところはおそらく行政の手を借りて、町内会か

らとか市政だよりからとか、そういうところから伝えていかないと理解が得られないのではないかなと思います。

放課後等デイサービスなどにも、子どもさんが通われるに当たり、施設を飛び出して逃げてどこかに行ってしまうとか、普通の学校とかでもあることなので、あり得ないことではないと思います。そういう時に地域の方々と連携を取っておかないと一緒に探してもらおうとか、そういうことも出来ないと思います。こういう施設との地域との繋がりをより密にしていくような取組が行政にはあるのかどうか、そういうところを教えていただければと思います。

## 学校教育課長 丹野 平三

障害等を含めた子どもさんの啓発、そういうところの理解を進めていただきたいという要請も、保護者の会あるいは議会でも取り上げられたことがあります。現在、教育委員会の方では発達障害等の障害のある子ども達の啓発資料を作成し、まずは学校現場での周知を図っていきたいと考えております。このような資料を活用しながら、保護者を含めた地域関係者の方々に広くインクルーシブ教育の趣旨や、皆で育ち合う場が学校現場なんだということ、そこに保護者や地域の方の協力も必要なのだということの周知を図っていかないといけないと思っております。

現在はそういった資料の作成を進めているということでご紹介をさせて頂いております。

## 大村市長 園田 裕史

よろしいでしょうか。

## 教育委員 村川 一恵

はい。

## 大村市長 園田 裕史

他に追加説明等必要なものはございませんでしょうか。

## 教育委員 佐古 順子

今、専門性のある指導体制の確保とか、専門性のある教員等の人的配置とか出てきましたこと、



それから大村市内には特別支援学校があるので、そこの結びつきはどうかということがありました。その件に関して、現在通級等をしている生徒に関して、専門性のある先生とか支援員とか、またコーディネーターの人員配置で困っていらっしゃることはないのかなと思ひまして、現状を教えてくださいたいなと思っております。

#### 学校教育課長 丹野 平三

専門性の向上ということについては、特別支援学級が市内には現在知的障害で11学級41人、中学校5学級23人、情緒障害の方が小学校で8学級42名、中学校で4学級9名の児童生徒が入級しております。このほか肢体不自由のクラスが小学校2学級2名在籍しております。担任については担任研修会を実施しております。通級指導につきましても、現在言語の通級指導教室に小学校で2学級38名、情緒の通級指導教室には小学校4学級62名、中学校2学級17名が通っております。通級担当者の先生方の研修会も市教委で主催しております。

市内の特別支援学校との連携については、連絡協議会というのがすでに4年目になりますが、ネットワークの会が立ち上がっておりまして、虹の原、大村特別支援学校、ろう学校等との連携も進めているところでございます。

特別支援教育コーディネーターの研修会も実施しております。

それ以外に、ニーズとして配慮を要するお子さんが通常学級にも多くなっている現状から、補助員を来年度5名増員をして、市内に42名を配置する予定としております。

以上が現状でございます。

#### 大村市長 園田 裕史

よろしいでしょうか。

#### 教育委員 佐古 順子

はい。

#### 大村市長 園田 裕史

今色々説明がありましたように色々な状況がご

ざいます。私としては、この状況を1つでも2つでも問題を解決していきたいと思ひて、先ほど言った3つポイントがあると思ひます。

1つは早期発見で、早期発見した後病気が確定するのに6ヶ月掛かっているということが2点目、3つ目が実際に学校に行った時に学校の中でどういう合理的配慮という対応策ができるのかというのをぜひ進めていきたいと思ひています。

まず1点目の早期発見で言うと、3～4年程前にケース会議を各中学校区位で教育委員会主体でされていると思ひます。例えば、その中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校が集まって、こういうケースの子どもさんがいます、こういう対応をしていきましたというケース検討会議があつており、これは大変素晴らしいことです。これを例えば各中学校区で設置をして、その中学校区にある小学校はもちろん、幼稚園保育園まで入れて定期開催を年に数回やれば、もちろん守秘義務を守りながら、情報の共有が出来るし、ケースに対する学びも深まりますし、小中学校にもそのスキルが広がると思ひます。これは私の考えですが、そういう早期発見にも繋がるような、我々大村市が幼保小中一貫教育というふうに学力も含めて色々なことを考えていく中で、特別に支援を要するお子様についてもそういう幼保小中一貫的なエリアを定めたような取組ができればいいなと思ひますので、ぜひ皆様からご意見頂きたいなと思ひています。

教育委員会は、それは3年か4年前に1回やって終わっているんですかね。

#### 学校教育課長 丹野 平三

終わっていません。実は特別支援教育コーディネーター研修会が年3回あつて、その中で中学校区毎に、今、市長がおっしゃった取組を定期的に行い情報交換をしております。先ほど紹介したネットワークの中でもやっております、そこに特別支援学校の専門性を持った先生方が入っただいています。ただ回数的にはそう多くはござい

ません。その回数を増やして行くというのは一つの方向かと思えます。

**大村市長 園田 裕史**

そうですね。どっちかというとその場での勉強会に今なっていますので、もっと言うと、例えば今うちの方に6歳児で何々君という子がいて、今後何々小学校に入学予定で、こういうところに配慮していこうというところを、クローズドの中で共有するようなシステムが幼保小中で連携されるというなと思っています。そういうことをやるという上ではこういう問題もあるのではないかと、うのご意見があればぜひ教えていただきたいです。現場サイドから考えると永田委員は何か思われるところがありますか。

**大村市長 園田 裕史**

そういう所を考えていきたいという所がまず1つです。もう1つ、療育手帳が発行されるという言い方になると思いますが、6ヶ月間掛かります。これについてお母さん達も悩んでいて行政機関に相談が来ます。行政としては諫早にそういう公的機関がありますから、そちらに行かれて下さいとご紹介すると、予約が殺到していて6ヶ月待っているという状況があります。これを大村市で完結することが出来ると、早く次の一手が打てるのではないかと、医師会を中心とした形でそういう対応が出来るとどうかなと思っています。ここにありますので、今後医師会と協議をしていきたいと思っています。そこを早期に解決することが出来ると、放課後等デイサービス等々にも繋げていくことが出来るので、そこでの協議を進めていきたいと思っています。それと合わせて、学校の中での合理的配慮をどう考えていくべきなのか、エレベーターを付けるというハードだけで良い訳ではないですので、こういう所を配慮すべきだということのご意見を頂きたいのですがいかがでしょうか。

今まで私が市長就任するまでにご意見を頂いたのは、通級が小学校は大村小学校と竹松小学校、

中学校は郡中学校と玖島中学校になります。そういった中で通級の学校になっていってその中で子ども達が授業を受けているのですが、エレベーターのことはよく言われます。最初から校舎を建てる時に障害をお持ちのお子様はどこで6年間学び続けるのかということにも配慮した設計に今後建て替えをする時にはすべきだのご意見を頂いています。あとは、ハードだけではなくて、実は落ち着きがないお子様が、教室の雰囲気、絵画や書道を窓際にベラーっと貼っていますけど、あれをなくしたりして落ち着ける空間にするだけで、実は子どもがちょっとずつ落ち着いたと言われることもあります。そういったところの配慮からどういうふうに考えていったら良いのかということも1つあります。

中学校で言うと、制服が違くと「ん？」となるので、通級で通うお子さんの制服が違ったりすると、違うところの子が来ているとなると、行きにくかったりする。中学生の通級も中々、小学校の時は通級に行っていたのに、中学校になったら制服の問題もあるものだから、行きたくないとか行かなくなったとかというような問題も実はあったと聞いています。

そういう状況の中で合理的配慮はどう進めて行くべきかなと思っています。そこです。

**教育委員 嶋崎 真英**

中々難しい問題だと思うんですけども、安心・安全の確保というのはハード、ソフトのインフラが整備されていることが条件になってくると思います。その点でダイバーシティの問題なんかでも中々一朝一夕に進まないのも同じ理由かなという気がするんですけども。だから、少しずつステップアップしていかないといけないのですが、現状はまだいらっしやらないんですか。

**学校教育課長 丹野 平三**

生徒は結構な数います。

**教育委員 嶋崎 真英**

一方で先生方は激務だという状況なんですよ。

難しい問題ですね。

**大村市長 園田 裕史**

そうなんです。だから、今更といえど今更ですが、大村小学校に何でエレベーターが出来なかったかなと本当に思う訳でございますが、そういう所も含めてだと思えます。例えば、バスとかは。

**教育委員 嶋崎 真英**

バスも一緒なんです。音声であったりとか点字とか、バスの乗降口にも備えてはいるものの、ただそれだけ位しか手立てがないんですよ。配慮も限界があるというのが現実です。嘆願等があったそれはきちんと整備させていただいていますが、バスというのは、私共で言いますと1,900箇所停留所がある訳だから、それ全てに環境整備するというのは不可能に近い訳ですよ。

あるいは車いすについても同様ですけど、利用できるバス停が限られています。

**大村市長 園田 裕史**

車いすで乗れるものがテレビで出ていますが、あれは1台導入されたのですか。

**教育委員 嶋崎 真英**

沢山あります。何年式かは分かりませんが、それこそ100台以上になるかと思えます。

**大村市長 園田 裕史**

乗り口に車いすで乗れるように昇降機か何かが付いているやつですか。

**教育委員 嶋崎 真英**

1つは引っ張り出すやつです。入り口の所の下から引っ張り出してというものです。やっぱり乗り降りにも時間も掛かりますので、同乗なさったお客様にも時間的な部分でご迷惑ご負担を掛ける。運転手は運転手で引き出すことによって、腰痛を訴える者も出てきています。やるべきだ、やらないといけないというのは分かってはいるものの、どこまでやれるかというのはそう楽観的ではないです。先ほど申し上げたように一朝一夕ではできないので、ステップアップしていくしかないんだろうなと思えます。そういう長期的な展望で取り

組んでいくべきなんじゃないかな。

**大村市長 園田 裕史**

ありがとうございます。いずれにしても、皆様からご意見頂いた中では、ハードの中で安全・安心というか、ハード施設を整えていくというが大前提で、その中で各校の先生方のフォローアップを取ればというのがあるので、まずはそのフォローアップについては、幼保小中の一貫の中で未就学児からそういう形で協議検討と情報共有できるような中学校区という考え方の中で何とか進めていければと思っております。

ハードについては、平成33年度から大村市の公共施設の建て替えを順繰りやっていく平準化の計画を立てました。大村市の公共施設は老朽化していますので。その中で小中学校、体育館の建て替えが平成33年度から開始になります。33年度にまず福重小学校、36年に三城小学校、38年に中央小学校、体育館については一番最初に西大村中学校という形で、ずーっと平成60年位まで掛けて全部21校建て替えを行います。その最初の取り掛かりが34年の福重小学校ですが、その時からこのハード整備の中にしっかり色々な形で皆様のご意見を頂いて、合理的配慮の部分を含めて整備をしていかないといけないなと思うので、その部分について今後建て替えが進んで行く中で後で「こうしておけば良かった」ということが無いようにしていきたいと思っておりますので、ぜひそこは皆様からご意見頂ければと思います。通常の学校と通級を要する学校とでは整備のやり方も違ってくると思うのでその部分もぜひコメント頂ければと思います。

それともう1つの協議事項で大村市教育大綱の2生きる力の基礎となる家庭教育の充実支援の家庭と地域支援の連携・協力体制の強化についてというものがございます。これは資料では学校における心の教育についてというのは1番目に入っているのですが、実は下の所と連携するという考え方で私は思っていますので、学校における心の

教育についてという所と、以下の家庭と地域社会の連携という所の説明を一気をお願いしてよろしいでしょうか。

### 学校教育課長 丹野 平三

学校における心の教育について、資料 11 の中段をご覧ください。この資料は前回もお示しした資料になりますけれども、今年度の市内小学校 6 年生と中学校 3 年生に実施しました、全国学力・学習状況調査の質問紙調査からの抜粋を掲載しております。そこにありますように、例えば「人の役に立つ人間になりたい」とか、「いじめはどんな理由があってもいけない」とか、「将来の夢や目標を持っている」という項目では、大村市の子ども達は全国平均を上回る数値でもあり、本市の子ども達より良い心の成長ぶりを示す資料とも考えております。

続いて、資料 12 をご覧ください。ここには先ほど紹介した全国学力・学習状況調査の質問紙調査の他の項目をお示ししております。そこには 26 年度からの 3 カ年の経年比較で示したものでございますので、この後のご議論に活用いただければと思っ  
て準備した物でございます。

最後に、資料 13 でございますけれども、各学校で作成をしております道徳教育の全体計画です。ある学校のものをごここに紹介させていただいております。ご承知かもしれませんが、各学校では週 1 時間の道徳の時間を中心に道徳教育を推進しております。その道徳教育は学校行事や国語や算数や英語や様々な教科の指導の時間を通じて子ども達に豊かな心を育む活動の 1 つとして道徳教育の中にも据えているものでございまして、お手元にある資料 13、次のページにあるような道徳教育の全体計画に基づいてどこの学校も実践に努めているところでございます。

以上、学校教育課からの説明を終わらせていただきます。

### 社会教育課長 柳原 寅雄

資料 14 をご覧ください。主に健全協、PTA、子ど

も会について説明させていただきます。この三団体は市内で広く活動されております。それぞれ単位の団体と市全体の組織がございます。

表の左の健全協につきましては、目的は記載の通りです。市健全協の会員は、各地区健全協役員を始め、市内の多くの団体及び機関の長で構成をされています。地区校区健全協は萱瀬では地区で設置されておりますけれども、それ以外は小学校単位で組織をされています。会員は学校、PTA、町内会を始め多くの団体で組織をされています。地区校区健全協では年間を通してそれぞれ特色のある活動を実施されております。主な活動は、一番下の段に記載をしております。課題としまして、役員の高齢化、参加者の固定化等が挙げられているところです。

表の中央の PTA も目的、会員については記載の通りでございます。単位 PTA は小学校中学校区毎に組織をされています。学級、学年、部会、全体と多くの活動をされています。各中学校単位でも活動をされているところです。主な活動につきましては、一番下に記載をしております。課題といたしましては、これは大村に限ったことではありませんけれども、役員の選任に苦勞するということが挙げられております。

表の右側の子ども会についてです。目的は記載の通りです。単位子ども会の多くは町内会単位で組織をされています。松原地区は地区として組織をされています。加入率につきましては平成 29 年 1 月 10 日現在で 20%、単位子ども会数が 79 団体、共に年々減少が続いているところです。それぞれの団体で特色ある活動がされています。主な活動については一番下の段に記載をしております。子ども会の課題につきましては、加入率の減少です。色んな意見を聞きながら対策を協議検討していきたいと考えております。以上です。

### 大村市長 園田 裕史

はい、ありがとうございます。ここが私が最も力を入れたいと思っている所でございます、ぜ

ひご議論とご意見とアイデア等々頂きたいと思っています。

要は、大村市教育委員会が示しているように、確かな学力、豊かな学力ということを考えて、いわゆるテスト勉強、学力だけではないということをしっかり進めていきたい。特にこの4月にはご承知のとおり、もしかすると諫早附属中学校に進学をする子ども達が過去最多になるかもしれない。そういう中で、例えば私も小中学生の親ですが、自分の子どもが諫早を受けて、「将来こうなりたいんだ」と言った時に「行くな」とは言わないと思うし、「行くな」と言うべきでもないと思いますし、「頑張れ」と言うと思います。一般の親御さんも同じだと思います。ただ、その中で我々大村市としては、義務教育をしっかりとやっていく中で、学力だけじゃない地域に根ざした生きる力を大村市立の小中学校だからこそ学べるという風に子ども達にも思ってもらいたいし、親御さんにも思ってもらいたいと思います。子どもが受けたということだけでなく、親御さんが行かせたいということから、低学年の頃から色々な市外の進学塾に通わせたいと思われる親御さんもいるので、目的を持って行くのが悪いと言っている訳ではないですが、我々公立としてやらなきゃいけないことというのがあると思っています。そういった中で心の充実とか、地域と連携をした教育システムを構築して郷土愛を育む、生きる力を身につけてもらいたい、そういう教育をやりたいなと首長として思っています。

その中で、一番頼りになるのが地域なのですが、このアンケート調査にもあるように大村市の子ども達は地域行事に参加していますか、していませんかという数字データが県内で見ても極めて低いというデータが出ております。これはいつも教育委員会でも議論になるのですが、大村市の子ども達がまじめに答え過ぎて、他の市町の子ども達がちょっと出ただけで出たと書いているのではないかと思います。思いたくなくらい少ないですね。

もう一つは、私は10年前に議員になりましたけど、その時の子ども会の加入率は50%でした。今説明でありましたけども、20%というのは中学校を含めた形が20%なので、小学校で通常子ども会が組織されると考えるならば、この10年で50%から28%位まで下がってきていると思います。これも大変減ってきていて、再結成するのは大変難しいという状況がある。そういった中で、私もどうしたものかなと思っていたら、村川委員が居住している松原地区が突拍子もないアイデアを考えてくれて、いわゆる小規模校であるという特性を活かして、地域にこだわらずに小学校区で子ども会を作ろうじゃないかという形で、松原くじら子ども会というものを作っておられます。これはすごく素敵だなと思っています。こういうやり方他、子ども会が減ってきているこの子ども達が部活に入っている、社会体育に入っている状況を悲観せずにポジティブに捉えるならば、社会体育の中でも多年次の交流ということもあるし、自分の親以外の親と接する機会にもなっているし、共働き世帯の多い中で学童に行っている子どもも多いけど、学童も実は多年次の交流、地域との交流はあっている。これをうまく活用できるんじゃないかと、うまく巻き込める力はPTAが一番持っているのではないかと考えています。今私は、PTAに先週から意見交換会で全部の中学校区を回っていますけども、ここはPTAが協力して下さいということで、役所や教育委員会だけがやることじゃないよということで、PTAにぜひ学校行事の中に地域を巻き込んだり、地域のおじちゃん、おばちゃん、兄ちゃん、姉ちゃんを入れるような取組で今後展開をしてほしいということをお願いをしています。一点。

それともう一つは、そうは言っても子ども会の加入率は増やしたいので、子ども会に入れる為のポイントは入学式の時しかないと思っています。入学式の1年生の時に入らないのに、後で3年、4年になって「子ども会に入る」といきなり言う子

どももなかなかいないだろうし、「子ども会に入ろうよ」といきなり言う親御さんも3、4年生になってからはいないと思うので、入学式の時がポイントになると思うので、ここを教育委員会と各学校長のご協力ご理解を得て、入学式の時に健全協とか子ども会長に声を掛けて、「来て良かですばい」と言って、行事が全部が終わった後に「チラシでも撒きませんか」とか、「集めんですか」ということに取り組んでいただきたいなというお願いを今各学校にもぜひ教育長を通じて出来ないかと話をしていますし、直接各中学校区で色々回っておりますので、お願いをしたいというところが私の考えです。

そういうふうにしていくことで、よく言われるようなアクティブラーニングとか、色んな大人と接するとか、こんな職業が世の中にあるのかとかを知って、生きる力を身につけて、学力だけじゃない力を持って大村市独自の小中の教育システムを作り上げて行きたいなと首長として思っているところです。ぜひ皆様から色々なご意見を聞かせていただければと思っております。

そうは言っても、学力は上げたいと思っていますので、そこについてもぜひ厳しいご意見を含めてお聞かせいただければと思っています。

それと一つ皆様にお聞きしたいのが、私の不勉強というか、浅い質問で恐縮なのですが、今割と反復で昔やっていたような学習の在り方がいかなものかということで、あまり反復みたいな教育というのは学校現場ではあっていないのかなと思うのですが。一定の反復というのは必要なのではないかなと思っていて、豊かなとか、そういう事も大事だけど一定の反復練習は必要なのかなと思います。特に小学校ではやらないといけなかなと思うのですが、いかがお考えですか。

#### **教育委員 永田 政信**

それは絶対必要なことだと思います。刷り込むと言うのでしょうか、子ども達に刷り込んで身に付けさせるという部分ですよね。学びもやっぱり

練習、こういう解決方法を学びましたと、定着するという事は反復以外にはないのではないかなと思います。

家庭での躰もそうですよね。それをずっと反復していかなければ、本当の意味での身に付いたということにはならないのではないかなと思います。

#### **大村市長 園田 裕史**

そういう意味では、私は自分達がまだ土曜日も学校があったという時代で、週休二日でもなかったですし、昔が良かったという訳ではないのですが、今の教育のカリキュラムが指導の在り方として反復というのが不足しているような感じを受けるんですが、実際どうなんでしょうか。そんなことないですよということなのかどうかも含めて。

#### **学校教育課長 丹野 平三**

学習内容がかなり改訂され、少し増えた部分があります。反復学習としては朝の活動の15分間のモジュールで実施しているというのが現状です。

教える内容が決まっており、中々、授業時間数も限られていることから、以前は低学年で4時間授業で帰っていた時代もありましたが、今は6校時授業の日もありますので厳しい現状があるかもしれせん。

家庭学習の際にそういった反復練習をしていく必要があります。来年度予算で反復練習のためのコンテンツを導入し、子ども達のスキルアップを図っていきたいと思っております。

#### **教育委員 村川 一恵**

うちの娘の話ですが、今良くやっています。先生によりけりなのかなと思うのですが、宿題で持って帰って毎日同じ様なプリントを持って帰ってただひたすらやっています。簡単な足し算の暗算も出来るようになってからも半年以上続けてやっています。先生の教育の在り方なんだろうなと思っていますけど、必要ですよというようなものを先生方に周知してもらえれば、また宿題とかで応用してもらえるのではないかなと思います。

#### **大村市長 園田 裕史**

ありがとうございます。そういうことも含めて新年度にオンラインの取組とか強化をしていきたいと思っています。

間違っていたら申し訳ないのですが、私が小学校に通っていた時は、全学年として小学校2年生までに絶対九九を全員が覚えるとか、もう絶対という感じで、どれだけでも夕方残ってでもテストをずっと繰り返したりとかありました。今の状況を見ると3年生になって九九をもう一回やったりとか現場を回るとあるんですよね。だから、そういうのは学習目標はあるのでしょうか、もうちょっと徹底していくという形で反復をベースにしていかないと豊かにはなっていないと思うので、その部分についてはもう一回、今日の総合教育会議の中だけでなく、教育委員会の中でも揉んでいただければと思います。

話を戻して、地域とか心の所で言うと、皆様からもっとこういふことで取り組んだらどうだろうというようなご意見や、ご自身でご存知の事例等々を教えていただきたいと思うのですが、

#### **教育長 溝江 宏俊**

先ほど村川委員さんからもあったのですが、反復ではないのですが今は必ず授業の中で完結するために、見えてるページから振り返りということで、やったことを振り返るということを必ずさせています。ただ、1回2回ということではなくて、完結完結でやるように出しています。授業でも繰り返し繰り返しするようにしています。

#### **大村市長 園田 裕史**

僕らの小学校の時、九の段が言えなかったら「また、はい、アゲイン」と言ってずっと残らされて終わるまで帰れないみたいな感じでやっていました。それがいいとかじゃないですけど。

この地域という所は、本当に大村市独自のという事を確立したいなという強い思いがあります。

#### **教育委員 嶋崎 真英**

地域の行事に参加するというのは、全国に比べてかなり乖離がありますね。子ども会の制度とか、

ここへの参加とか以外でどういう要因があるんでしょうね。この辺をきちんと整理していかないといけない。

例えば長崎はおくんちがありますから、そういうコミュニティという意味で。大村はある意味県央だから、大村に住まいを構えて長崎や佐世保にお勤めの方が沢山いらっしゃるって、コミュニティに対する意識の希薄さはひょっとしたら今の大村市民にはあるのではないかなと思います。親子が積極的にコミュニティに参加すれば子ども会にも子どもを入らせると思います。そこは要因を深掘りすべきではないかなと思います。

さっき諫早の話がありましたけど、大村藩・鍋島藩で、私は大村高校ですけど、私の母校だからうちの娘に大村高校に行って欲しい、行くのは当たり前だと思ったのに諫早高校に行ったんですよ。これは嫁が久留米だからという訳ではないけども、我々の小さい時には根付いてるんですよ。それはやはりコミュニティや子ども会もあって周りの人皆が親みたいなものだったんですよ。その何か大村の今のこの数字を見る限り、何か色んな原因があるのではないかなと思います。掘り下げないといけないのではないかなと思います。正直ショックなことですよね。

#### **大村市長 園田 裕史**

そうなんですよ。今言われたように、地域とか、大村ととかいうようなものがあれば、目指すべき地域教育とか郷土愛が育まれる。それが結果的に諫早に行けるけど行かんということになるかもしれないですよ。そういうことだと思います。

そう言うと正月に渡邊昇・清の番組があったりしましたが、幕末に活躍している偉人が沢山いるという事とか、もう一つここに来て五教館という1つのシンボルを、もう一回シンボリックに復活、復活というか今まで全然活用されていない訳ではないのですが、大村小学校周辺の方には黒門とか五教館というのはなじみがあるかもしれませんが、市内全域にあるかということと中々ないところもある

ので、その当時色々な人が来て学んだというシンボルだから、五教館ということを考えたりすると面白いのかなと思います。

良いか悪いかは別として、各中学校校区を夜回っていると、一昨日 PTA のある方が言われたことは、諫早に皆行くのだったら大村の優秀な小学生達を逆に大村に集めたら良いのではと言われて、大村は大村で集めて五教館みたいなシステムを作ればいいのではないかという意見もありました。それに対しては私も明確に、それをやっちゃうとただクラスの上位を寄せ集めたという集合体にしかならないからそれは違うと思いますよと、そうではなくてボトムアップを含めて全体でどうしたらいいのかということを考えていかななくてはいけないと、そういう話をしましたけど、そういうご意見もありました。優秀な子ども達をどうのこうのということではなくて、五教館というものを考えていくと色々な事が出来ないのかなと思います。

また、今教育委員会の中で協議されているかもしれませんが、土曜授業じゃなくて土曜学習ですね。土曜授業は完全にカリキュラムを土曜日に開くという形ですよ。福岡や佐賀がそういう取組を開始するという事ですが、これをやってしまうとカリキュラム自体が土曜にあるということになるので、部活や大会に影響します。しかし、土曜学習は、要は土曜日に学校を開放して、色々な地域の学びの場にもなるという考え方が教育委員会の中でも今議論されていると思うので、ぜひこの土曜学習というものを活用して小中一貫だったり、色々な多様な学びという場にも使えたらいいかなと思っています。これも今後教育委員会の中で、大村市としては土曜授業じゃなくて土曜学習というところでご議論いただきたいなと思っています。

ちょっと項目が非常に多かったので、議論という所まで私がファシリティできずに申し訳ないと思っているのですが、私の首長としての思いと考え方というのをお伝えをさせていただきましたし、

ぜひ今後の教育委員会の中でご議論いただきたいなと思っています。それをまた教育委員会、事務局の中で詰めていって、事業化だったり施策という所に結び付けていければと思っています。

今後、今担当課も来ていますが、皆様から頂いたご意見を教育委員会だけでなく、こども未来部、福祉保健部も来ていますので、こども施策、福祉施策に繋げられるように協議をしてみたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項 (3) その他に入ります。皆様から特にここは言っておきたいとか、ご質問とかございませんか。

それでは協議事項を終了しまして、進行を司会に戻したいと思います。ありがとうございました。

**市長公室長 大槻 隆**

事務局から連絡事項を申し上げます。

**企画調整課長 増田 正治**

まず、来年度の平成 29 年度の総合教育会議の開催予定ですが、事務局といたしましては、5 月、8 月、11 月、2 月の計 4 回を予定しておりますが、いかがでしょうか？よろしいでしょうか。では来年度は 4 回開催いたしたいと考えております。

なお、次回 5 月に開催する会議のテーマにつきましては、本日の会議を踏まえ事務局の方で検討をいたしまして、後日改めてご連絡いたします。よろしく願いいたします。事務局からの連絡は以上です。

**市長公室長 大槻 隆**

以上で終了となりますが、皆様から何かございますでしょうか？無いようでしたら、これをもちまして平成 28 年度第 4 回総合教育会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。